

岡財活第224号
平成26年10月2日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森雅夫 印

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成26年1, 2月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

注意事項

- 1 通知方法は、eメールでお願いします。
- 2 改善措置状況の通知は、地方自治法第199条第12項の規定により公表されます。
- 3 委員会は、委員長（又は会長）でお願いします。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（平成26年1，2月実施分）

財政局 財産活用マネジメント推進課

指摘事項

収入事務について

平成25年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、貸地料において44万円余（収納率0%）認められました。

今後とも、この解消に向けて格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

改善措置状況

滞納者に対して、これまで訪問，電話，納付書催告書送付等で納付協議を行っていますが、納付が進んでいません。今後、継続して訪問，電話，納付催告書送付などの納付協議を行いながら、法的措置も検討するとともに、連帯保証人に対しても納付協議を行うなど、現年度分についても、滞納の解消に努めます。